

県庁分庁舎自動販売機設置事業者公募仕様書

1 公募物件

所在地：岡山市中区古京町一丁目7番36号

設置場所：県庁分庁舎 1階（別紙「自動販売機設置位置図」のとおり）

設置台数：1台

設置場所の寸法：幅2.10m以内・奥行1.10m以内

販売種類：清涼飲料水（缶、びん、ペットボトル）

※ 設置予定の自動販売機について、商品の補充及びメンテナンス等に支障が無いか、また、電気使用量計測のための子メーターの設置ができるかについて、事前に現地確認すること。（設置場所は平日8時30分から17時15分までは自由に出入り可能）

2 設置条件

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶、びん又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- (3) 使用済容器回収ボックスの設置
 - ア 設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売する飲料（缶・びん・ペットボトル等）の使用済容器の回収ボックスを2基設置すること。
 - イ 回収ボックスの収容容積は、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱することのないよう、回収頻度と回収量を考慮し、十分なものとすること。
 - ウ 可能な限り新機能リサイクルボックスを設置すること。
※新機能リサイクルボックス…飲料空容器以外の異物混入を削減するため投入口を下向きにしたリサイクルボックス
- (4) 自動販売機の規格等
 - ア 外色については、官公庁に設置する事を考慮して奇抜な色・デザインを避け、公序良俗に反しないものであること。
 - イ 可能な限りユニバーサルデザインであること。
 - ウ ノンフロン対応機であること。
 - エ 自動販売機の節電に取り組むこと。特に照明については、午後8時から翌日午前8時の間、タイマーによる電気調節を行うこと。
 - オ 転倒防止対策を施すこと。なお、設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法は含まないこととする。
- (5) 子メーターの設置
 - ア 電気使用量計測のための子メーターを設置すること。
 - イ 子メーターは有効期限内かつ検定に合格し検定証印が付されているか、基準適合検査に適合し基準適合証印が付されているものを使用すること。
- (6) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3 売上手数料率

売上手数料率は、10.0%以上とする。

4 販売価格

メーカー希望価格から10円値引きした額とする。

5 行政財産使用許可

(1) 行政財産使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年3月21日（金）から令和7年3月28日（金）までに、行政財産使用許可申請に係る書類を提出すること。

ア 提出書類 ※提出部数は各1通

(ア) 行政財産使用許可申請書（岡山県財務規則 様式第111号）

(イ) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面

(ウ) 自動販売機の管理関係証明書（様式第7号）

(エ) 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の書類の写し

イ 手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

(2) 行政財産使用許可の期間（以下「許可期間」という。）

許可期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

また、許可期間の満了前であっても、岡山県が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、許可を取り消すことがある。

また、県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとする。

(3) 行政財産使用条件

行政財産使用許可書に記載された条件を遵守し、6の行政財産使用料を岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山県に請求することはできない。

6 行政財産使用料

自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積によって岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和39年岡山県条例第20号）の定めるところにより算定した額をもって行政財産使用料とする。

なお、行政財産使用料は、年度ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

※ 参考：令和6年度における行政財産使用料 1㎡当たり12,903円／年
（条例の改正等により額が変更となる場合がある。）

7 売上手数料

- (1) 売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に手数料率を乗じた額とする。
- (2) 設置事業者は、毎月、翌月 10 日までに自動販売機ごとの売上単価、売上本数、売上合計額及び売上手数料が確認できる実績報告書を作成し、岡山県に提出すること。
- (3) 売上手数料は、各月ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

8 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、四半期ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。
なお、電気使用料の額は、自動販売機設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量をもとに下記算定方法により計算した額とする。

電気料金（円）＝基本料金（円）＋電力量料金（円）

※基本料金、電力量料金とも小数点以下を切り捨てする。

<内訳>

(1) 基本料金（円）＝

$$\text{庁舎全体契約基本料金（円/kW・月）} \times \frac{\text{使用者使用電力量(kWh)}}{\text{庁舎全体使用料（kWh）}} \times \frac{\text{最大需要電力（kW）}^{*1}}{\text{庁舎契約電力（kW）}}$$

ただし、「最大需要電力(kW)÷庁舎契約電力(kW)」の値が1を超える場合は、「1」とする。

※1 最大需要電力(kW)……前年度中の最大需要電力(kW)のうち、最も大きい値

(2) 電力量料金（円）＝

$$\begin{aligned} &(\text{電力量料金単価（円/kWh）} + \text{燃料費等調整単価（円/kWh）}) \\ &+ \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（円/kWh）} \times \text{使用者使用電力量(kWh)} \end{aligned}$$

9 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを岡山県に提出すること。
- (2) 商品の搬入、使用済容器等廃棄物の搬出時間及び経路については、岡山県の指示に従うこと。
- (3) 回収ボックス内にある使用済容器等廃棄物は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (7) 子メーターの維持管理については、設置事業者が行うこと。また、子メーターの有効期限に注意するとともに、更新等の必要がある場合は必ず有効期限内に行うこと。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 岡山県に対して報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) その他、岡山県が必要と認めた場合

11 県庁分庁舎内自動販売機設置事業者公募に係る参考データ

- (1) 分庁舎に勤務する職員等の数（令和7年1月時点）
約115人
- (2) 県庁分庁舎自動販売機売上実績
令和6年1月～12月売上本数 5,735本
※分庁舎に他の自動販売機は設置していない。